

むろらん応援プレミアム付デジタル商品券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昨今の原油価格・物価高騰を踏まえ、家計負担の軽減を図るとともに、地域の消費喚起につなげ、消費循環の促進を図るために行う、「むろらん応援プレミアム付デジタル商品券発行事業」（以下「商品券事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実行委員会 前条の商品券事業の実施主体である、「むろらん応援プレミアム付商品券実行委員会」の略称をいう。
- 二 プレミアム付商品券 前条の商品券事業の目的を達成するために、実行委員会が発行等を行う、「むろらん応援プレミアム付デジタル商品券」の略称をいう。
- 三 デジタル券 プレミアム付商品券の種類の一つ。券に印字された二次元コードを購入者のスマートフォン等で読み取ることで、専用のアプリケーションに券面金額が入金され、使用できるものをいう。
- 四 紙券 プレミアム付商品券の種類の一つ。券に印字された二次元コードを商品券の取扱店がスマートフォン等で読み取ることで、券面金額分を使用できるものをいう。
- 五 商品券の購入対象者
令和5年7月1日時点で、18歳以上の本市に住民登録がある世帯主をいう。
- 六 購入引換券：市が発行する様式第1号の文書をいう。
- 七 特定取引：商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- 八 商品券の取扱店：特定取引を行うことができる事業者として登録された者をいう。

(プレミアム付商品券の発行・販売等)

第3条 実行委員会は、この要綱に定めるところにより、プレミアム付商品券を発行し、商品券の購入対象者に販売する。

- 2 プレミアム付商品券の発行総額の上限は、1枚1万2千円分のプレミアム付商品券を4万枚計4億8千万円を次の区分に応じ発行する。
 - 一 デジタル券：32,000枚
 - 二 紙券：8,000枚
- 3 プレミアム付商品券の販売額は、1枚1万2千円分のプレミアム付商品券を1万円で販売し、プレミアム率は20%とする。
- 4 プレミアム付商品券の販売単位は、1枚あたり1万円とし、商品券の購入対象者1人4枚までの販売を上限とする。

- 5 プレミアム付商品券1枚は、次の2種類の券で構成する。
 - 一 A券（全商品券の取扱店使用可能券） … 1万円分
 - 二 B券（市内に本社・本店がある商品券の取扱店限定使用券） … 2千円分
- 6 プレミアム付商品券の事前申込み数が、第2項に定める各区分において、発行枚数の上限を上回った場合、実行委員会が別に定める購入要領に基づき、調整等を行う。

（プレミアム付商品券の使用範囲等）

第4条 プレミアム付商品券は、商品券の取扱店との間における特定取引においてのみ、使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の有効期間は、令和5年9月1日から令和5年12月31日までの間とする。
- 3 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 4 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 5 プレミアム付商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - 一 国や地方公共団体等への支払（税金、電気・ガス・上下水道料金等の公共料金・室蘭市指定ゴミ袋、ゴミ処理券の購入を含む）
 - 二 出資、有価証券の購入、債務の支払など消費に当たらないもの
 - 三 宝くじ、商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード（チャージを含む）、官製はがき、切手、印紙など換金性の高いもの
 - 四 たばこの購入
 - 五 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 六 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料金（一時預かりを除く）などの不動産取引に係わる支払
 - 七 商品券の取扱店自らの事業上の取引
 - 八 その他実行委員会が定めるもの

（プレミアム付商品券の事前申込み（購入引換券の申込み））

第5条 商品券の購入対象者のうち、プレミアム付商品券の購入を希望する者は、実行委員会が別に定める購入要領に基づき、事前申込み（購入引換券の申込み）をしなければならない。

（購入引換券の交付の決定）

第6条 実行委員会は、第5条の規定により提出された事前申込みを受理したときは、速やかに内容を確認の上、購入引換券の交付を決定し、当該商品券の購入対象者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、実行委員会から当該商品券の購入対象者に対し電話により連絡し、必要な資料や説明を求めるものとする。

(プレミアム付商品券の購入)

第7条 購入引換券の交付を受けた商品券の購入対象者は、購入引換券に記載の購入枚数の範囲内において、同購入会場で、現金及び交付を受けた購入引換券との引換えにより、プレミアム付商品券を購入することができる。

- 2 プレミアム付商品券の販売期間は、令和5年9月1日から令和5年9月14日の間とし、詳細な販売日時については、実行委員会が別に定める。
- 3 プレミアム付商品券の購入できる回数は、販売期間中の1回限りとする。

(商品券の取扱店の登録等)

第8条 実行委員会は、別に定める商品券の取扱店募集要領を公示して案内文の送付、ホームページ等により商品券の取扱店を募集し、応募した事業者を登録の上、当該商品券の取扱店に商品券の取扱店登録内容を通知する。

(商品券の取扱店の責務)

第9条 商品券の取扱店は、特定取引においてプレミアム付商品券の使用を拒んではならないこと、プレミアム付商品券の譲渡及び売買を行ってはならないこと、実行委員会と適切な連携体制を構築すること、その他この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 実行委員会は、商品券の取扱店が前条に反する行為を行ったときは、当該商品券の取扱店の登録を取り消すことができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 実行委員会が次条の規定による周知を行ったにもかかわらず、商品券の購入対象者から事前申込み期限までに、第5条の事前申込みが行われなかった場合、商品券の購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

- 2 第6条の規定による購入引換券の交付を受けた商品券の購入対象者が、第7条第2項に規定する販売期間内に同第1項の規定に基づきプレミアム付商品券を購入しなかった場合、商品券の購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。
- 3 実行委員会が第6条の規定による購入引換券の交付の決定を行った後、事前申込み内容に不備等があり、実行委員会が確認等に努めたにもかかわらず、内容の補正が行われず、商品券の購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申込みが取り下げられたものとみなす。

(商品券事業に関する周知等)

第11条 実行委員会は、プレミアム付商品券発行事業の実施にあたり、商品券の購入対象者の要件、事前申し込みの方法、事前申し込み受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第12条 実行委員会は、商品券事業において購入引換券の交付後であって、令和5年12月31日までに当該交付をされた者が商品券の購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- 一 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。
- 二 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後、かつ、プレミアム付商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム付商品券の購入代金を返還する。
- 三 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後については、返還対象者に所持しているプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、プレミアム付商品券の販売額から既に使用した分のプレミアム付商品券の額面を差し引いた額を返還する。差し引いた額がマイナスの場合は、その額を徴収する。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。